

保険の ひろば

ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

全社協の「ボランティア活動保険」の「対象となるボランティア活動」と「対象とならないボランティア活動」について

全国社会福祉協議会のボランティア活動保険は、ボランティア活動中の「ケガ」や「損害賠償責任」を補償する保険ですが、補償の対象とならないボランティア活動がありますのでご注意ください。みなさまからよくご質問をいただき、「補償の対象となるボランティア活動」と「補償の対象とならないボランティア活動」についてお伝えします。

補償の対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、以下の①から③までのいずれかに該当する活動です。

- ① グループの会則に則り企画、立案されたボランティア活動であること。
- ② 社会福祉協議会に届け出たボランティア活動であること。
- ③ 社会福祉協議会に委嘱されたボランティア活動であること。

(注) ボランティア活動のための研修会や会議などを含まず。
・ 自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含まず。



補償の対象とならないボランティア活動

- ① 自発的な意思によるボランティア活動とは考え難いもの。
(例)・学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動、免許・資格・単位取得を目的としたボランティア活動 など
- ② PTA、自治会、町内会、老人クラブなどボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループが行う組織運営や団体構成員の親睦のための活動。
(注)それぞれの団体・グループには専用の補償制度がありますので、そちらの補償制度をご利用ください。
- ③ 有償のボランティア活動 (但し、交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費支給については無償とみなします)
(例)・報酬が時給、日給、月給や謝金などで支払われる場合※有償のボランティア活動をされる場合は「福祉サービス総合補償」をご利用ください。
- ④ 自宅で行うボランティア活動
(注)但し、日常生活と明確に区別でき、かつ活動計画書などによって活動予定や内容が予め確認できる場合は対象となります。
- ⑤ 保険上対象外となっているボランティア活動
(例)・海難救助、または山岳救助ボランティア活動
・銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
・野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動
・チェーンソーを使用する森林ボランティア活動

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp>